

平成 30 年 7 月 2 日版

株式会社 USEN ICT Solutions

第1条 (サービスについて)

USEN GATE 02 入退室管理 サービス（以下「本サービス」といいます。）は株式会社セキュリティデザイン（以下「特定協定事業者」といいます。）のサービスを利用して、当社が再販売事業者として提供するサービスです。

第2条 (約款の変更)

当社は、本約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。なお、変更後の約款は当社が適当と認める方法により通知するものとします。

第3条 (約款の読替え)

サービス内容、その他の提供条件については、「御見積書」・「御申込書」に記載された内容によるほか、下記「別記」に定める特定協定事業者の約款（以下、総称して「特定協定事業者約款」といいます。）を、別紙読替え表を参照するほか当社が再販売事業者であることを前提として適宜読替えて適用するものとし、当社が別に定めた料金表の内容についてはこれを優先して適用するものとします。

第4条 (適用関係)

本サービスに関して、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」及び「特定協定事業者約款」の規定が抵触するときは、「御見積書」・「御申込書」、「本約款」、「特定協定事業者約款」の順に優先して適用するものとします。

2 当社は、特定協定事業者約款、第 1 条（総則）第 2 項、第 4 条（料金）第 4 項、第 5 項および、第 22 条（個別契約の変更）は適用しません。

第5条 (料金の支払い義務)

本サービスの料金は、本サービスの提供開始日から本サービスの提供終了日まで発生するものとし、当社の指定する期日までに当社が請求した金額（消費税等相当額を含む）を支払っていただきます。なお、本サービスの提供開始日は当社から書面にて利用申込者へ通知いたします。

2 前項の規定による料金の日割は、暦日数により行うものとします。

3 銀行振込手数料等支払いに関する費用は契約者の負担とします。

4 本サービスの契約内容に変更があった場合、月額利用料は、変更該当月の翌月から変更されます。また、第 9 条（最低利用期間）で定める最低利用期間内に契約数の減少があった場合には、当社が定める期日までに、最低利用期間の残余の期間に対応する基本月額利用料に相当する額を支払っていただきます。

第6条 (利用契約申込みの方法)

利用契約の申込みをするときは、本約款の内容を承諾の上、当社所定の御申込書に必要事項を記入し、当社に提出していただきます。

第7条 (利用契約申込みの承諾)

当社は、利用契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。

ただし、当社の業務の遂行上支障があるときは、この限りではありません。

2 当社が、利用契約の申込みを承諾する日は、当社所定の御申込書を当社が受け付けた日とします。

3 当社は、前 2 項の規定にかかわらず、次の場合には、その利用契約の申込みを承諾しないことがあります。

- (1) 当社の与信基準を満たせないと当社が判断したとき。
- (2) 御申込書に虚偽の事実を記載したことが判明したとき。
- (3) 本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。
- (4) 利用申込者が、本サービスの料金その他債務の支払を現に怠り、または怠るおそれがあると当社が判断したとき。
- (5) 利用申込者が暴力団等反社会的勢力に所属、または関係していると判明したとき。
- (6) その他当社の業務の遂行上著しい支障があるとき、または支障があるおそれがあると当社が判断したとき。

4 当社は、前項の規定により、本サービスの利用契約の申込みを承諾しないときは、あらかじめ利用申込者に承諾しない旨を当社所定の方法で通知します。

第8条 (申込みの取消し)

利用申込者は、申込みから提供開始までの期間に限り、3ヶ月分の基本月額利用料相当額の違約金を支払うことにより、利用契約の申込みを取消することができます。

第9条 (最低利用期間)

本サービスの最低利用期間は提供開始日から起算して1年間とし、当該最低利用期間内に、当社との利用契約を解除された場合、又は契約者の責に帰すべき事由により当社が解除を行った場合は、当社が定める期日までに、最低利用期間の残余の期間に対応する基本利用料金に相当する額を支払っていただきます。ただし、「御見積書」・「御申込書」に特段の定めがある場合はその定めるところによります。

第10条 (契約更新)

契約者が第12条(契約者が行う利用契約の解除)に基づいた通知をしないときは、本契約は自動的に12ヶ月間更新されたものとし以降も同様とします。ただし、当該利用期間内に、当社との利用契約を解除された場合、利用期間の残余の期間に対応する基本利用料相当額の支払いは不要とします。

第11条 (付加サービスの提供)

本サービスには、料金表に定める付加サービスがあります。当社は、契約者がサプライサービスの提供を希望する場合は、そのことを当社指定の方法により通知していただくことで、付加サービスとして提供します。

2 LAN工事請負サービス、設置・設定サービスおよび、サプライサービスの料金は、「御見積書」・「御申込書」に定めるところによります。

第12条 (契約者が行う利用契約の解除)

契約者は、自ら利用契約の解除を行う場合、解除日を指定し、その1ヶ月前までに当社所定の書面によりUSEN GATE 02取扱所に通知する(当社に書面が到達したことをもって通知がされたものとみなします。)ものとします。なお、指定の解除日に当社にて解除処理ができない場合、当社にて解除日を指定し利用契約を解除するものとします。

第13条 (個人情報の取扱い)

当社は、当社の定める「個人情報の取扱いについて」に基づき個人情報の取扱いを行います。

第14条 (個人情報の共同利用)

前条に定めるほか、当社は、本サービスの提供に必要な場合、個人情報を特定協定事業者(特定協定事業者の業務委託先を含みます。)と共同利用することがあります。

第15条 (個人情報の委託)

当社は、本サービスに関する業務を第三者に委託することがあります。なお、契約者は、当社が本サービスに関する業務を第三者に対して委託することをあらかじめ異議なく承諾するものとします。

別記

1. 本サービスにおける特定協定事業者約款

「Eee. . SECURE サービス基本約款」

<http://www.security-d.com/company/agm/#agm02>

2. 料金表 (すべて税抜き表示)

第1表 基本利用料

1-1 初期費用

初期費用は都度御見積となります。

1-2 月額利用料

基本月額利用料 = 機器レンタル料金(月額①)+管理料金(月額②)

1-2-1 月額① 機器レンタル料金(カードリーダー台数に連動)

リーダー数	1台	2台	3台	4台	5台
月額①	19,000円	23,000円	37,000円	41,000円	55,000円
リーダー数	6台	7台	8台		
月額①	59,000円	73,000円	77,000円		

1-2-2 月額② 管理料金(カード枚数に連動)

iClass カード貸与の場合

カード枚数	-50枚	51-100枚	101-200枚	201-300枚	301-400枚	401-500枚
月額②	0円	4,000円	8,000円	12,000円	16,000円	20,000円

お客様カード使用の場合(FeliCa, Mifare)

カード枚数	-50枚	51-100枚	101-200枚	201-300枚	301-400枚	401-500枚
月額②	0円	2,000円	4,000円	6,000円	8,000円	10,000円

第2表 付加サービス利用料

オプション名	金額（月額）	詳細
フェリカセクターリーダー	2,000 円/リーダー	カードリーダーをフェリカのセクタ対応リーダーに変更します
テンキー付きリーダー	2,000 円/リーダー	カードリーダーをテンキー付きに変更します
生体認証リーダー	別途見積	カードリーダーを生体認証リーダーに変更します
UPS 装備	別途見積	停電対応のため UPS を追加します
24 時間 365 日 オンサイトサポート	基本月額利用料の 50%相当額	機器の不具合に 24 時間 365 日対応します（首都圏のみ）
データメンテ・運用サポート	基本月額利用料の 30%相当額	カードデータ登録、修正等の作業を代行します
データバックアップサポート	5,000 円/契約	毎月の履歴レポートをメールでお送りします
休日アクセス履歴	2,000 円/契約	一定期間内の休日のみのアクセス等履歴を把握できます
未使用カード	2,000 円/契約	一定期間内において登録されているが使用されていないカードを把握できます
初回・最終アクセス履歴	2,000 円/契約	一定期間における各リーダーへの最初と最後アクセス履歴のみを一覧把握できます
イベント頻度	2,000 円/契約	一定期間におけるイベント種別毎の頻度を把握できます
時間帯別アクセス頻度	2,000 円/契約	時間帯別にリーダー毎のアクセス頻度を把握できます
個人アクセス回数一覧	2,000 円/契約	一定期間における個人別の各リーダーへのアクセス頻度を把握できます
アクセスライツ別パーソン一覧	2,000 円/契約	アクセス権限別にそのアクセス権限を保持しているパーソンの一覧を表示します
勤怠レポート	4,000 円/契約	出勤、退勤のレポートを CSV 形式で出力します
オペレーター増加	2,000 円/オペレーター	オペレーター数：4 人目以降 (3 人までは基本利用料対応)
LAN 工事請負サービス※	別途見積	LAN 機器等の取付及び又は配線工事作業
設置・設定サービス※	別途見積	機器等の設置及び又は設定作業
サプライサービス※	別途見積	物品販売

※LAN 工事請負サービス、設置・設定サービスおよび、サプライサービスは、「FUSEN GATE 02 ネットワークデザインサービス契約約款」に準じて提供します。

第3表 一時金

一時金に係る料金は都度御見積となります。

別紙 【読替え表】

第1表 特定協定事業者約款中の表記の読替え

対応する特定協定事業者約款の表記	当社の提供するサービスにおいて 読替えて適用される表記
株式会社セキュリティデザイン	株式会社USEN ICT Solutions
個別契約	利用契約
サービス開始日	提供開始日

第2表 対象となるサービスの読替え

対応する特定協定事業者サービス	当社の提供するサービス
Eee. . SECURE サービス	USEN GATE 02 入退室管理サービス

(以下余白)